

消防同意の審査時によくある指摘及び指導事項について

以下は、消防同意の審査について指摘事項の一例を示したものです。申請図書を作成する際に参考としてください。

1. 添付図書関係

- 縮尺を要する図書(各階平面図等)に明示する縮尺は、寸法を計測できる縮尺としてください。

2. 無窓階

- 消防法施行規則第5条の3による無窓階判定にあつては、習志野市消防本部ホームページにある『無窓階・普通階の判定基準』を参照のうえ、建築確認消防同意調書に添付する『消防法による普通階又は無窓階の判定』及び『有効開口部建具表』で判定を行ってください。
- 配置図等には、消防法施行規則第5条の3第2項第2号に規定する開口部が面する通路の位置及び幅員（有効幅員 1 m以上）を明示してください。
- 断面図等に消防法施行規則第5条の3第2項第2号に規定する開口部に面する手すり等(1階の開口部が面するフェンス等を含む)の高さを明示してください。
- 建具表等には消防法施行規則第5条の3第2項第2号に規定する開口部の形状、材質、寸法、ガラスの種類及び厚み、床からの高さ、施錠装置の構造及び施錠装置の開錠方法を明示してください。

3. 習志野市火災予防条例関係

温風暖房機(第3条の3関係)

- 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器(電気ヒーターを熱源(ヒートポンプ式のもののみは除く。))とするもの)については、組込み形等の浴室用

衣類乾燥機の自主試験基準((社)日本電機工業会で定める自主試験基準)に適合したものの又はこれと同等以上の安全性が確認できるものを設置してください。

厨房設備(第3条の4関係)

- 厨房設備にあつては、関係図面の他に、厨房設備等の規制(厨房設備等抜粋書類)を確認申請書の正本、副本、消防用それぞれに設計者の会社名及び氏名を記載、捺印をしたものを添付してください。

※ 習志野市消防本部ホームページ及び消防本部予防課で取得できます。

- 業務用の厨房設備での油脂を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、原則グリスフィルター等及び火炎伝送防止装置(防火ダンパー等)を設置し、図面に明示してください。
- コンロを設置するミニキッチンにあつては、仕様書等を添付してください。

給湯湯沸設備(第8条の2)

- 開放廊下に面して設置される給湯湯沸設備の排気吹出口は床面から1800mm以上で排気方向が開放空間に向くように設置し、その旨を図面に明示してください。
- パイプスペース等にガス給湯器を設置する場合は、パイプスペース等の扉に上下各々100cm²以上の換気口を設けてください。
また、電気設備とガス給湯器が混在している場合は、電気設備に防爆工事等の安全措置及びパイプスペース等の扉に上下各々100cm²以上の換気口を設ける又はパイプスペース等の扉に上下各々500cm²以上の換気口を設けその旨を図面に明示してください。
- 階段の正面又は避難階段の周囲2m以内に設置する給湯器は扉内設置型としてください。

変電設備(第11条)

- 変圧器の容量(KW)及び種別(乾式・油入)を明示してください。
- 屋外(屋上を含む。)設置(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)の場合は、建築物等との離隔を3m以上確保(変

電設備の周囲 3 m以内に存する建築物等の外壁を不燃材で造り、かつ、開口部を防火設備とした場合はこの限りでない。) してください。

また、その旨を図面で確認できるようにしてください。

住宅用火災警報器(第29条の2～第29条の7)

- 「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年総務省令第11号)に定める技術上の規格に適合するものであること。
- 住宅の台所にあつては、習志野市では住宅用火災警報器の設置義務はありませんが、火災の発生のおそれがある場所なので台所にも住宅用火災警報器を設置してください。

避難管理(第5章第35条～第40条)

- 火災予防条例に規定される避難通路を設ける場合は、平面図で当該避難通路及び幅員が確認できるように明示してください。
また、店舗等で県条例の避難通路を設ける場合、補助通路、くぐり戸等には火災予防条例に規定される避難通路を設け、それぞれの避難通路及び幅員が確認できるように明示してください。
- 次の出入口の戸は避難方向に対して、内開き以外の戸としてください。
また、当該戸の施錠装置の構造及び施錠装置の開錠方法を図面等で確認できるようにしてください。
 - ① 屋内から直接地上へ通ずる出入口の戸。
 - ② 直通階段の出入口の戸
 - ③ 非常の際に避難専用とするために設けた出入口の戸
- オートロック管理方式の共同住宅等(寄宿舎等で、当該オートロックを解錠する事により、直接占有部内に立ち入れる形式のもの及び24時間管理人等が常駐をしている防火対象物で、インターホン等で連絡することにより、解錠できるものを除く。)には、消防活動及び救急活動の効率化を図るため、非常開錠ボタン等の解錠装置(取り付け位置にあつては、壁又は天井面で、その高さが概ね2.5m以下であり、かつ、当該オートロック付近の見易い場所に設置)を設置するよう指導していますので当

該解錠装置の設置をお願いします。

また、その旨を図面で確認できるようにしてください。

4. 消防用設備等

消火器具(消防法施行令第10条)

- 原則、粉末ABC消火器10型(蓄圧式)を設置してください。
- 各階で3本以上の設置となる場合は、粉末ABC消火器10型(蓄圧式)と強化液3ℓ又は中性2ℓを混在させて設置し、(概ね7対3の割合)能力単位の数値が満足できるように設置してください。
また、粉末と液体のものの凡例を明確にして図面で確認できるようにしてください。
- 屋内に設置する場合は、壁等に埋め込み設置、設置台置き又はフック固定等で設置してください。
屋外に設置する場合は、壁等に固定した扉付消火器BOX内に設置する等防護措置を講じてください。
また、その旨を図面で確認できるようにしてください。

消防用設備等の加圧送水装置に消火ポンプを設ける場合(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び泡消火設備等)

- 消火ポンプを屋内に設置する場合は、不燃材料で造った壁、柱、床 又は 天井(天井のない場合にあつては屋根)で区画(以下「不燃区画」という。)され、室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした専用の室又は不燃区画された機械室(空調設備の不燃性の機器又は炉、ボイラーその他火を使用する設備以外の衛生設備を設ける機械室に限る。)に設置してください。
- 消火ポンプ室には次に掲げる設備及び機器が設けられ、点検ができる空間が確保された場所としてください。また、当該設備及び機器が設置されている旨を図面で確認できるようにしてください。
 - ① 照明設備(非常用の照明装置を含む。) ② 排水設備
 - ③ 換気設備

- 消火ポンプ室の屋内に面する開口部（出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸に限る。）は、防火設備としてください。

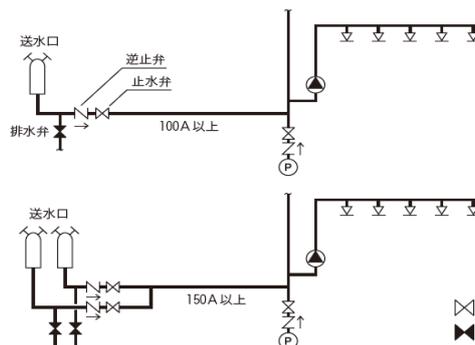
また、換気、暖房 又は 冷房等の設備の風道及び給水管、配電管その他の管が不燃区画の壁 又は 床を貫通する場合、当該風道にあつては、防火ダンパー（当該貫通する部分又はこれに近接する部分に設置してください。）の設置、当該管には不燃区画とのすき間を不燃材料等で区画貫通処理をしてください。
- 消火ポンプ室の屋外に面する開口部は、防火設備としてください（1階に設置され、延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）。
- 消火水槽及び配管の充水に用いる補助高架水槽には、自動給水装置及び減水警報装置（警報先は、自動火災報知設備の受信機に組込むか又は自動火災報知設備の受信機が設置されている同一室等に警報盤等を設け警報が発せられるようにしてください。）を設けてください。
- 水源水量は、消防法に規定にする水源水量の10%増し以上の水量としてください。

屋内消火栓設備（消防法施行令第11条）

- 屋内消火栓は、原則易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓を設置してください。
- 消火栓箱等は、扉の開閉方向及び開放角度が操作上支障がないように設けてください。
- 屋内消火栓箱は、原則として廊下、ロビー等の人の目に触れやすい共用部、避難口（階の出入口など）又は階段に近い場所で、火災の際容易に操作ができる位置及びホースの延長に際し支障のない位置に設置してください。
- 消防法施行令第11条第3項第1号ロ並びに第2号イ(2)及びロ(2)に規定する『各部分に有効に放水することができる』とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。

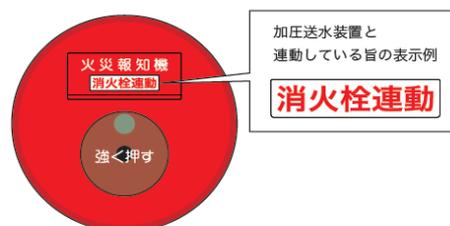
スプリンクラー設備(消防法施行令第12条)

- 送水口の位置は、原則消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮して配置してください。
- 送水口に接続する配管は、呼び径100A以上としてください。
ただし、複数の送水口を接続する配管は、呼び径150A以上としてください。



自動火災報知設備(消防法施行令第21条)

- 地区音響装置の鳴動方式（一斉鳴動・区分鳴動）を明示してください。
- 平面図に警戒区域線及び警戒区域番号を明示してください。
- 1㎡以上の物入れ等の収納庫には感知器を設置してください。(1㎡未満でも寝具を収納する押入れ等には感知器(定温式スポット型(特種))を設置してください。)
- 自動火災報知設備のP型発信機を屋内消火栓設備、屋外消火栓設備の起動装置と兼用する場合は、発信機に屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示をしてください。



避難器具(消防法施行令第25条)

- 避難器具設置要否の検証のため、防火対象物全体の収容人員の他に各階の収容人員を算定してください。
(例) 幼稚園：1階の収容人員(教室、職員室)→園児+職員
2階の収容人員(遊戯室)→園児+職員(最大利用人数)
- 吊り下げはしごを設置する場合、壁支持できる位置とするか、壁支持不要な器具としてください。
- 金属製避難はしご(ハッチ式)の吊元は建物側とし、金属製避難はしご(ハッチ式)上下のハッチ間は600mm以上の離隔を確保してください。
また、バルコニーに破壊可能な隔板等が設けられている場合は、ハッチと仕切り板との間は600mm以上の離隔を確保してください。
なお、破壊可能な隔板等は、容易に破壊できる材質で、その大きさは、高さ800mm以上、幅600mm以上、床面から150mm以下とし、当該バルコニーが避難経路として使用できる旨、隔板等を破壊する方法及び隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨の表示をし、その旨が図面で確認できるようにしてください。
- 配置図等に、平成8年消防庁告示第8号に規定する避難空地(避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地)及び避難通路(避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路)の位置及び幅員を明示してください。
- 避難器具の降下空間を確保してください。(物干し金物及び室外機その他降下障害となるものを設けないこと。)

誘導灯(消防法施行令第26条)

- 機器凡例(誘導灯の等級)を明示してください。
- 通路誘導灯の記号には「矢印」を明示してください。
- 避難口誘導灯を設置する避難口が電気錠等により通常時において施錠されている場合、当該避難口及び施錠装置は避難上支障とならないよう、次の①から③のいずれかの措置を講じてください。

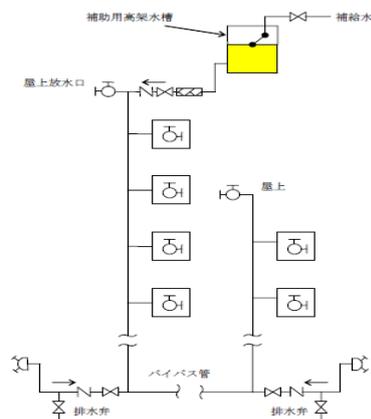
また、その旨が図面で確認できるようにしてください。

- ① サムターン等により停電時に手動開放できること。
- ② 火災発生時には自動火災報知設備の作動と連動して自動的に解錠すること。
- ③ 防災施設、設備の制御及び作動状況を集中的に監視する中央管理室（防災センター）その他これらに類するものから遠隔操作により解錠できること。

- 規則第28条の3第4項第3号に該当する防火対象物は等級をA級又はBH級等にしてください。
- 階段に階段通路誘導灯を設置してください。（非常照明の設置がある場合を除く。）

連結送水管(消防法施行令第29条)

- 配管内は、補助高架水槽を用いて常時充水(湿式)としてください。
- 送水口の位置は、原則消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮して配置してください。
- 同一棟に複数の立管がある場合は、それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、立管の口径以上の口径のバイパス配管により立管を相互に接続してください。



5. 防火に関する規定関係

- 延焼のおそれのある部分（延焼ライン）を明示してください。
- 延焼のおそれのある部分（延焼ライン）にかかる開口部を防火設備としてくださ

い。（耐火建築物、準耐火建築物及び防火、準防火地域）

- 非常用進入口（又は代替進入口）を明示すること。
- 防火区画を明示すること。

6. その他

- 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の付室に屋内消火栓、連結送水管の放水口のホース接続口を設置する場合、乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、ホース通過孔を設けてください。
- 次に掲げる防火対象物には、原則自動火災報知設備の副受信機、非常警報設備（放送設備）の遠隔操作器、火災通報装置の遠隔起動装置を設けてください。
 - ① 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合
 - ② 昼間、夜間等時間帯によって常時人のいる場所が移動（異なる）する場合
- 消防法施行令第36条の2に規定する消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当する消防用設備等及び消火活動上必要な施設に該当する消防用設備等を設置する建築物には、意匠図面、機械・衛生図面及び電気図面それぞれに、消防用設備等については、工事着工前に消防と必ず協議する旨を特記事項として図面に記載してください。
- 習志野市火災予防条例第44条の届出対象となる設備を設置する場合は、習志野市火災予防条例の規定については、工事着工前に消防と必ず協議する旨を特記事項として図面に記載してください。

ご不明な点は、消防本部予防課予防係（電話047-452-1284）にお問い合わせください。

受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとなっています。